

第29回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年8月31日 13:30~15:00
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場
3. 出席委員
- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 志賀 忠浩委員 | 2番 山崎 隆史委員 | 3番 福西 範委員 |
| 5番 大坂 博文委員 | 6番 金子 靖委員 | 7番 村上 正人委員 |
| 8番 佐藤 裕司委員 | 9番 稲場 洋二委員 | 10番 細川 裕委員 |
| 11番 野村 照明委員 | 12番 大畑 礼子委員 | 13番 松下 裕幸委員 |
| 14番 菊池 利治委員 | 15番 熊坂 隆雄委員 | 17番 野澤 勲委員 |
| 18番 廣瀬女公美委員 | 19番 佐藤 泰正委員 | 21番 浅野 徳昭委員 |
- (以上 18名)
4. 欠席委員
- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| 4番 成田 俊英委員 | 16番 田井 克廣委員 | 20番 清水 幸治委員 |
|------------|-------------|-------------|
5. 参 与 者
- 農業委員会事務局
- | | | |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 山根 憲治 | 次長 秋元 公宏 | 次長 高山 直樹 |
|------------|----------|----------|
- (以上 3名)
- 会議録署名委員の指名
- | |
|-------------|
| 18番 廣瀬女公美委員 |
| 19番 佐藤 泰正委員 |
- 会期決定について 令和2年 8月 31日 (1日)
6. 議事日程
- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 報告第60号 | 推定相続人の営む農業経営に従事している証明について |
| 報告第61号 | 推定相続人に関する適格者証明について |
| 報告第62号 | 国有財産転用借受申込書の進達について |
| 議案第139号 | 現況証明願について |
| 議案第140号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について |
| 議案第141号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第142号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第143号 | 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について |

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第29回鉏路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は18名です。
議事録署名人に18番、廣瀬女公美委員、19番、佐藤泰正委員を指名しますので、
よろしくお願い致します。
なお、会期は本日8月31日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
山根事務局長

それでは、会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が3件ございます。
報告第60号「推定相続人の営む農業経営に従事している証明願」について報告してください。

事務局
山根事務局長

議案書3ページでございます、報告第60号「推定相続人の営む農業経営に従事している証明願」について報告致します。

今回、推定相続人の営む農業経営に従事している証明願が1件ありました。

議案書4ページの別表のとおり、過去に経営移譲により農地の贈与を受け、納税猶予の適用を受けております、表の1番、XXXXXXXXXX氏から、農地の贈与税及び不動産取得税の納税猶予の継続届に係る書類を鉏路税務署並びに鉏路総合振興局に提出するため、推定相続人の営む農業経営に従事している証明願の申請があったもので、農地基本台帳により確認をし、推定相続人の営む農業経営に従事している旨、令和2年8月17日付で会長専決により証明したことを報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第60号「推定相続人の営む農業経営に従事している証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第61号「推定相続人等に関する適格者証明願」について報告してください。

事務局
山根事務局長

議案書5ページでございます、報告第61号「推定相続人等に関する適格者証明願」について報告致します。

今回、「推定相続人等に関する適格者証明願」が1件ありました。

議案書6ページの別表のとおり、過去に経営移譲により、農地の贈与を受け、納税猶予の適用を受けた後、使用貸借により権利の設定を受けたことで農地等の受贈者が推定相続人の経営する農業に従事する適格者であることの証明願があり、表の1番、
■■■■氏から、農地の贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明を釧路税務署並びに釧路総合振興局に提出するため、推定相続人等に関する適格者証明願の申請があったもので、農地基本台帳により確認をし、令和2年8月17日付で会長専決により証明したことを報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第61号「推定相続人等に関する適格者証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第62号「国有財産転用借受申込書の進達」について報告して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書7ページでございます、報告第62号国有財産転用借受申込書の進達」についてご報告致します。

有農地を借受するためには、農地法関係事務に係る処理基準で定めるところにより、借受申込書に農業委員会の意見書を添付し、北海道知事に進達することになっております。

議案書8ページの表の1番ですが、資料が9ページから13ページでございます。

北海道が管理する国有農地、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡について、釧路市より下水道施設の維持管理用地として借受するため、8月18日に申込書の提出がありましたので、8月19日、会長専決により北海道知事宛に意見書を付して進達致しました。

以上、1件の「国有財産転用借受申込書の進達」についてご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「国有財産転用借受申込書の進達」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

それでは、議案第139号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書の14ページでございます、議案第139号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、阿寒地区で1件の申請がございました。

議案書15ページの表の1番は、資料が16ページと17ページにございます。

公簿地目が畑である、[REDACTED]、の一筆、面積 [REDACTED] m²の土地について、所有者である [REDACTED] 氏より現況証明願がございました。

8月12日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

以上、1件の「現況証明願」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありました、1番の現地調査結果について、調査委員長の菊池利治委員より報告をお願いします。

委員
菊池委員

議案第139号「現況証明願」について報告致します。

「現況証明願」の1番は、[REDACTED]氏が所有する、簿地目が畑、農振農用地区域外にある、[REDACTED]、面積は [REDACTED] m²についてであります、令和2年8月12日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員2名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認致しました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

菊池委員、ありがとうございました。

それでは、議案第139号「現況証明願」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第139号「現況証明願」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第139号「現況証明願」の1番については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第140号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書の18ページにございます、議案第140号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっ

ております。

今回は、釧路地区で3件と音別地区で1件の通知がございました。

議案書19ページの表の1番は、資料が21ページと22ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和2年8月4日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の2番は、資料が21ページと23ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■との間で、令和2年8月4日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、議案書20ページの表の3番は、資料が21ページと24ページから26ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他27筆、合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■との間で、令和2年8月4日に合意解約を行い、同日通知がございました。

続いて、表の4番は、資料が27ページと28ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、借主であります、■■■■との間で、令和2年8月8日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、4件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第140号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議を致しますが、1番については、浅野徳昭委員が議事参与の制限にあたります。

また、2番と3番については、有限会社仁成ファームの関係であり、菊池利治委員が議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番を審議した後に、2番と3番を審議し、最後に4番を審議致します。

それでは、1番を審議致しますので、浅野委員は退室をお願い致します。

(浅野委員退室)

議長
野村会長

それでは、1番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第140号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第140号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番については、原案のとおり決定致します。
退室されている浅野委員は入室して下さい。

(浅野委員入室)

議長
野村会長

1番は、原案のとおり決定致しました。
次に、2番と3番を審議致しますので、菊池委員は退室をお願い致します。

(菊池委員退室)

議長
野村会長

それでは、2番と3番を審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第140号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の2番及び3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第140号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の2番及び3番については原案のとおり決定致します。
退室されている菊池委員は入室して下さい。

(菊池委員入室)

議長
野村会長

2番、3番は、原案のとおり決定致しました。
それでは、4番を審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第140号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第140号「農地法第18条第6項の規定による通知

書の審査」の4番については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第141号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書の29ページでございます、議案第141号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で2件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書30ページの表の1番は、資料が32ページから36ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他32筆、合計■■■■㎡の農用地について、子供であります■■■■氏に使用貸借により経営移譲を行うものでございます。

次に、議案書31ページの表の2番は、資料が37ページと38ページでございます。

猪子正光氏が所有する、■■■■、の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、賃貸借を行うものでございます。

以上、2件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の野澤勲委員より報告をお願いします。

委員

野澤委員

議案第141号「農地法第3条の規定による許可申請」について報告致します。

令和2年8月12日、釧路地区農業委員3名、事務局職員1名で現地調査を行いました。

まず、1番の申請の内容は、■■■■氏が所有する、■■■■、他32筆、合計■■■■㎡の農地について、子供である■■■■氏に使用貸借により経営移譲を行うものです。

令和2年8月12日、釧路地区農業委員3名、事務局職員1名で現地確認を行った結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

続いて、2番の報告をいたします。

申請の内容は、■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農地について、借主である■■■■氏に賃貸借を行うものです。

現地確認を行った結果、今後も農用地として適正に管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

野澤委員、ありがとうございました。

それでは、議案第141号「農地法第3条の規定による許可申請」について、一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第141号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第141号「農地法第3条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定致します。

次に、議案第142号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書の39ページでございます、議案第142号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、音別地区で2件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書40ページの表の1番は、資料が41ページと42ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他9筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです

次に、表の2番ですが、資料は43ページから45ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他6筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

以上、2件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について、一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第142号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第142号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定致します。

次に、議案第143号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長

議案書46ページでございます、議案第143号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回2件の報告がございました。

議案書47ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、XXXXXXXXXXで、令和元年6月決算の報告となります。

次に2番から5番は、XXXXXXXXXXで、平成29年3月から令和2年3月の決算報告となります。

なお、いずれの件も報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、2件の「農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほど、よろしく願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第143号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致しますが、2番から5番につきましては、XXXXXXXXXXの関係であり、大坂博文委員、村上正人委員が議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に2番から5番を審議した後に、1番を審議致します。

それでは、2番から5番を審議致しますので、大坂博文委員、村上正人委員は退室をお願い致します。

(大坂博文委員、村上正人委員退室)

議長
野村会長

それでは、2番から5番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第143号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番から5番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、原案のとおり決定致します。
退室されている大坂博文委員、村上正人委員は入室して下さい。

(大坂博文委員、村上正人委員入室)

議長
野村会長

2番から5番は、原案のとおり決定致しました。
次に、1番を審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第143号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第143号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番については、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和2年 8月 31日

議長 野村 照一 明

署名委員 廣瀬 女公美

署名委員 佐藤 泰正